

JSA-S1004：2020

コールドチェーン物流サービス-低温保管サービス
及び低温輸送サービスに関する要求事項に係る

認証審査ガイドライン（案）

本ガイドラインに記載されている JSA-S1004 の規格要求事項の著作権は、一般財団法人日本規格協会に属するものであり、同協会の承諾なしに、本規格要求事項の一部あるいは全部を、複製、改変、展示、送信、頒布、譲渡、転載、翻訳等の対象とすることはできません。

目次

| | |
|--|----|
| 序文..... | 1 |
| JSA-S1004 認証審査手続編..... | 3 |
| 1. 認証審査手続フローチャート..... | 4 |
| 2. 認証審査申込み・契約..... | 5 |
| 2.1 認証審査申込み及び受理..... | 5 |
| 2.2 契約..... | 5 |
| 2.3 認証審査チームの編成..... | 6 |
| 3. 認証審査..... | 6 |
| 3.1 作業マニュアル審査及び実地審査の基本的な考え方..... | 6 |
| 3.2 作業マニュアル審査及び実地審査..... | 7 |
| 3.3 不適合に対する措置..... | 8 |
| 4. 認証の決定及び登録..... | 8 |
| 4.1 審査結果のレビュー、認証の決定及び鑑定書の発行、登録情報の公開..... | 8 |
| 4.2 登録マークの使用..... | 9 |
| 5. 登録を維持するための審査..... | 9 |
| 5.1 一般..... | 9 |
| 5.2 中間審査..... | 9 |
| 5.3 更新審査..... | 10 |
| 5.4 臨時審査..... | 10 |
| 6. 登録の移転..... | 11 |
| 7. 登録の削除、一時停止及び範囲の拡大及び縮小..... | 11 |
| JSA-S1004 認証審査手引編..... | 13 |
| 1. 作業マニュアル審査及び実地審査の基本的な考え方..... | 14 |
| 1.1 作業マニュアル審査における基本的な考え方..... | 14 |
| 1.2 実地審査における基本的な考え方..... | 14 |
| 2. 「低温保管サービス」の作業マニュアル審査及び実地審査..... | 15 |
| 2.1 関係法令等の順守..... | 15 |
| 2.2 低温倉庫への貨物の入庫..... | 16 |
| 2.3 低温保管..... | 21 |
| 2.4 出庫..... | 26 |
| 2.5 安全性及び衛生の確保..... | 28 |
| 2.6 教育・訓練..... | 35 |
| 2.7 設備・施設の維持管理..... | 38 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 3. 「低温輸送サービス」の作業マニュアル審査及び実地審査 | 39 |
| 3.1 関係法令等の遵守 | 39 |
| 3.2 低温車両への貨物の積込み | 41 |
| 3.3 輸送 | 45 |
| 3.4 積替え・積卸し | 49 |
| 3.5 安全性及び衛生の確保 | 52 |
| 3.6 教育・訓練 | 59 |
| 3.7 設備・施設の維持管理 | 61 |

JSA-S1004：2020

コールドチェーン物流サービス-低温保管サービス及び低温輸送サービスに関する要求事項に係る

認証審査ガイドライン

序文

着実な経済成長を続ける ASEAN 各国では、所得の向上に伴い食生活の多様化、食の安心・安全に対する意識が高まりつつあり、農水産物や冷凍食品などの食料を中心に、流通段階における低温の温度管理を伴う輸送、保管（コールドチェーン物流）の需要が高まっている。一方、現状では ASEAN 域内の多くの国において、安価ではあるものの、品質を確保する信頼性の高いコールドチェーン機能が欠如していることから、食品の質・安全性などが損なわれる状況が少なくない。国連食糧農業機関によると、ASEAN では発生した食料紛失・廃棄のうち、およそ 9 割は製造から流通の段階で発生しており、食の安全性の低下、輸送段階における食料の廃棄率の高さなど、健康面及び経済面の双方における課題を解決する必要がある。

このような状況を受け、ASEAN におけるコールドチェーン物流の質を高めるため、国土交通省は、日 ASEAN 交通連携の枠組みの下、倉庫事業者、輸送事業者が冷蔵・冷凍保管と保冷輸送を行う際の留意事項及び各国物流担当省庁がコールドチェーン物流に関する制度立案やインフラ整備等を行う際の考慮すべき事項を盛り込んだ、「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」を策定し、2018 年に第 16 回日 ASEAN 交通大臣会合で承認を得た。さらに、日本規格協会は国土交通省と連携して、同ガイドラインをベースとした、B to B に係るコールドチェーン物流サービスに関する規格として、2020 年 6 月に JSA-S1004 を発行した。

国土交通省は、今後、ASEAN 各国において同規格の普及促進を通じて、質の高いコールドチェーン物流サービスレベルの向上を目指すこととしているが、その際、本規格の円滑かつ公平な審査の実施が必要となる。本認証審査ガイドラインは、その一助となるべく、認証機関が審査受付から作業マニュアル審査、実地審査、審査登録、その後の審査に至る一連の手続き内容を含めた「認証審査手続編」と作業マニュアル審査を行う際の作業マニュアルに記載される対策の例及び実地審査で確認すべきポイントを具体例として盛り込んだ「認証審査手引編」で構成されている。本認証審査ガイドラインが、ASEAN 各国の認証機関等による認証審査に寄与することが期待される。

JSA-S1004 認証審査手続編

本編では、JSA-S1004 の認証審査を希望する受審組織からの審査受付から作業マニュアル審査、実地審査、審査登録、その後の審査に至る一連の手続き内容について詳細を記載している。

1. 認証審査手順フローチャート

認証審査手続きの一連のフローは以下のとおりである。



2. 認証審査申込み・契約

2.1 認証審査申込み及び受理

(1) 認証機関は、JSA-S1004 認証取得を希望する受審組織の申込みに際し、必要事項が記載された所定の申込書を準備する。

【必要事項（例）】

- 審査の種類（初回審査、中間審査、更新審査、臨時審査、登録の移転より選択）
- 審査対象組織（組織名、住所、統括部署を記入。また、当該部署を含む全事業所の名称、住所を記入。）
- 組織の代表者（経営責任者を記入。）
- 管理責任者（審査業務の窓口となる担当者を記入。）
- 登録範囲（審査対象となる業務範囲が、倉庫事業による低温保管サービスのみ対象、輸送事業による陸上での低温輸送サービスのみ対象、又はその両方が対象であるかを記入。）
- 審査希望日（受審組織が希望する実地審査日もしくは時期を記入。）
- 関連文書の情報（審査対象となる作業マニュアル等について、タイトル、文書番号、改訂番号、改訂日等の情報を記入。）
- 審査手数料の請求先

(2) 認証機関は、受審組織より申込書と合わせて、以下の必要書類を書面又は電子データにて入手する。

【書類（例）】

- 会社概要
- 業務概要
- 本規格の要求事項に該当する作業マニュアル等（倉庫業務マニュアル、輸送業務マニュアル、研修テキスト等）

(3) 認証機関は、受審組織より提出された申込書及び提出書類の内容を確認し、受理の手続きを行う。

2.2 契約

(1) 認証機関は、申込書を受理後、契約書となる「基本協定」を2部用意し、両者間の合意内容について書面又は電子データにて確認する。

(2) 基本協定には、以下の内容を含むようにする。

- 登録範囲及び有効期限
- 義務と権利（手数料の支払い、登録マークの使用）
- 責任
- 機密保持
- 認証機関による立会
- 準拠法及び裁判管轄

2.3 認証審査チームの編成

認証機関は、JSA-S1004 規格に基づく審査を実施するにあたり、ISO 審査員資格を保有している審査員をチームリーダーとして配置し、また物流企業で業務に従事したことのある審査員又は同等の知識等を有する者をチームメンバーとして配置し、本規格の適切な認証審査を実施できるチームを編成する。

3. 認証審査

3.1 作業マニュアル審査及び実地審査の基本的な考え方

JSA-S1004 規格の認証審査における作業マニュアル審査及び実地審査については、以下の基本的な考え方に基づき認証審査を実施する。

なお、JSA-S1004 規格には、同規格に基づき、物流事業者が行うべき事項が盛り込まれており、それらを事業者としてどのように継続して実施すべきか等については規定されていない。本ガイドラインでは、受審組織が組織として要求事項を継続的かつ確実に実施していることを認証機関が確認できるようにするため、規格の要求事項に対応した具体的な対策について作業マニュアルへ盛り込むことを推奨する。

(1) 作業マニュアル審査における基本的な考え方

- ① 受審組織は、JSA-S1004 規格で要求されている事項に対応した作業マニュアルを準備する。
- ② 受審組織は、関連するマニュアルの他、詳細な指示書、チェックリスト、教材等を作業マニュアル審査時の資料としても構わない。

- ③ 認証機関は、作業マニュアル審査において、該当する全ての規格要求事項が関連するマニュアル等（指示書、チェックリスト及び教材等を含む）に具体的な対策を含めて規定されていることを審査する。
- ④ なお、本ガイドラインにおいては、認証機関が作業マニュアル審査を実施する上での参考例として、受審組織が保有している「作業マニュアルに記載される対策の例」を記載しているが、規格要求事項を満たす対策はこれに限らない。

(2) 実地審査における基本的な考え方

- ① 認証機関が、実地審査において、上記作業マニュアルで規定されていることを現場において確実に実施していること、品質改善サイクル（PDCA）を通じて、品質改善を図っていることについて記録とともに確認する。
- ② なお、本ガイドラインにおいては、認証機関が受審組織の現場において審査する上で参考となる事項について、「実地審査におけるチェックポイントの例」を記載している。

3.2 作業マニュアル審査及び実地審査

認証機関は、作業マニュアル審査及び実地審査により実施する。

- (1) 作業マニュアル審査：受審組織が、JSA-S1004 規格に適合したコールドチェーン物流サービスを提供しているかについて、作業マニュアルにて審査する。作業マニュアル審査の結果は、受審組織に書面又はメール等で通知する。作業マニュアルに本規格に適合しない箇所があった場合には、書面又はメール等で通知し、改訂文書の再提出を求める。
- (2) 実地審査：認証機関は、受審組織側との事前打合わせに基づき、実地審査の日程を含む審査計画を書面又はメール等で通知する。
実地審査は主に次の目的のために行う。
 - ① JSA-S1004 規格要求事項に関する受審組織の理解度を確認する。
 - ② コールドチェーン物流サービスの提供における関係法令等の順守、マネジメント方法、業務手順、教育・訓練及び設備・施設の維持管理に関する情報を収集する。

- ③ JSA-S1004 規格要求事項に対して、受審組織のコールドチェーン物流サービスが適切に実施されているかについて評価する。

実地審査の結果は、受審組織に書面又はメール等で通知する。本規格に適合しない箇所があった場合には実地審査終了時に是正勧告書を作成し、管理責任者の確認を求める。

是正措置の完了時期は、その内容に応じて管理責任者と協議し、決定する。

3.3 不適合に対する措置

是正勧告事項について、認証機関は、受審組織側の是正が行われた後、次のいずれかの方法により確認を行う。

- (1) 実地において是正措置の検証を要する場合、フォローアップ審査により検証する。フォローアップ審査の結果は、審査終了後 14 日以内を目安として報告書を作成し、書面又はメール等により通知する。
- (2) 実地における検証が不要である場合、組織が作成した是正措置計画の確認を行い、適切と認められた場合、次回の審査において、実施された是正措置の有効性の確認を行う。

4. 認証の決定及び登録

4.1 審査結果のレビュー、認証の決定及び鑑定書の発行、登録情報の公開

- (1) 認証審査チームは、審査の結果、受審組織のコールドチェーン物流サービスが JSA-S1004 規格要求事項に適合していると判断された場合、登録を推薦する。
- (2) レビューワーは、認証審査チームによる作業マニュアル審査結果の報告書及び実地審査結果の報告書が正確かつ明確な審査の記録となっていることをレビューする。
- (3) 審査結果は、当該審査に関与していない者で構成する委員会にて審議され、認証の可否を決定する。
- (4) 認証が決定されたら、登録簿に登録し、鑑定書を発行する。
鑑定書には、登録番号、組織名、事業所名、所在地、適用規格、登録範囲、初回登録日、有効期限などを記載する。

- (5) 鑑定書の有効期限は、原則として、登録日から5年間とする。
- (6) 登録された組織（以下、「登録者」という。）に関する情報は、登録簿により認証機関のホームページ等にて公開する。

4.2 登録マークの使用

認証機関は、認証機関の定めた登録マークの使用基準を登録時に受審組織へ提供する。

5. 登録を維持するための審査

5.1 一般

- (1) 認証機関は、登録者の要望により登録を維持し、登録の有効期限満了後もその登録を継続するために、中間審査及び更新審査を実施する。
- (2) 中間審査は、登録日から2年目又は3年目に、更新審査は、登録の有効期限満了までに実施する。
- (3) 認証機関は、登録の更新以降、同じ審査の周期を繰り返す。

5.2 中間審査

- (1) 認証機関による中間審査では、適用規格の要求事項を継続的に維持していることを確認するため、少なくとも2年目又は3年目に1回実地審査を行う。
- (2) 中間審査では、少なくとも次の事項を含む実地審査を行う。
 - JSA-S1004 規格要求事項に応じた適切なコールドチェーン物流サービスの管理状況。
 - コールドチェーン物流サービスの品質が維持されていることを証明する記録等の確認。
 - 前回の審査で特定された不適合及び懸案事項についてとられた措置のレビュー。

5.3 更新審査

- (1) 認証機関による更新審査は、コールドチェーン物流サービスに適用する全要求事項の継続的履行を評価するために5年毎に行う審査であり、登録の有効期限前に完了するように実施しなければならない。
- (2) 更新審査では、次の事項を含む作業マニュアル審査及び実地審査を行う。また、過去5年間のコールドチェーン物流サービスの運用状況を考慮するとともに、それまでの中間審査結果のレビューを行う。
 - JSA-S1004 規格要求事項に応じた適切なコールドチェーン物流サービスの管理状況。
 - サービス品質を維持されていることを証明する記録等の確認。
 - 前回審査で特定された不適合についてとられた措置のレビュー。
- (3) 更新審査が登録の有効期限前に完了した場合、認証機関は、現有の鑑定書の有効期限に基づく、新しい鑑定書を発行する。
- (4) 更新審査において不適合が特定された場合、登録者は、是正措置を実施しなければならない。認証機関は、上記で特定された不適合に対する是正措置の検証を、登録の有効期限前までにすみやかに実施しなければならない。
- (5) 更新審査が登録の有効期限前に完了しなかった場合、認証機関は、登録を一時的に停止する。ただし、登録が一時停止された後、未完了だった更新審査が6か月以内に完了すれば、登録を復帰し、新しい鑑定書を発行する。

5.4 臨時審査

- (1) 認証機関による臨時審査は、原則として登録者の要請又は同意のもとに、事前に予告したうえで実施する。
- (2) 臨時審査は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - 本規格の要求事項に応じたコールドチェーン物流サービスの作業手順に変更があったとき
 - 登録された登録範囲に変更があったとき
 - 登録者が提供するコールドチェーン物流サービスにかかわる重大な内部告発情報等を受け取ったとき
- (3) 登録者に、コールドチェーン物流サービスの提供能力に影響を与える変更がある場合、認証機関は、変更内容が適用規格の要求事項に適合しているかに

ついて作業マニュアル審査及び実地審査を実施し、その結果を登録者に通知する。

6. 登録の移転

他の認証機関により JSA-S1004 の登録を受けているコールドチェーン物流サービスについて、該当組織より登録移転の申込みがあった場合、認証機関は次の事項について確認を行い、適合していると認めた場合、登録移転を行い、鑑定書を発行する。

- (1) 登録移転を希望する理由
- (2) 有効な鑑定書を保有していること
- (3) 初回又は直近の更新審査報告書、最新の中間審査報告書及び関連文書

7. 登録の削除、一時停止及び範囲の拡大及び縮小

認証機関は、登録を受けたコールドチェーン物流サービスが、特定の事項に該当すると認められた場合、登録の削除、一時停止、登録範囲の拡大又は縮小を行い、その旨を通知すること。

- (1) 登録の削除：登録者が次のいずれかに該当する場合、登録を削除し、当該登録者にその旨を通知する。
 - 登録削除の申し出があったとき
 - 定められた年次審査及び更新審査を受けないとき
 - 審査で不適合があり登録削除が適当と認められたとき
 - 審査で故意の虚偽説明があったとき
 - 重大な法令違反があったとき
 - 対象となる事業活動が長期にわたり停止されたとき
 - 審査の手数料が支払われないとき。
- (2) 登録効力の一時的停止：登録者が次のいずれかに該当する場合、登録の効力を一時停止し、当該登録者にその旨を通知する。
 - 上記(1)の各項に該当する場合において、認証機関が登録の削除の猶予を認めたとき
 - 一時停止の申し出があったとき

- (3) 登録範囲の拡大：登録者からの申し出に基づき、登録範囲の拡大の可否の決定に必要な臨時審査を行い、適合していると認めた場合、鑑定書を発行する。
- (4) 登録範囲の縮小：登録を受けたコールドチェーン物流サービスが次に該当する場合、登録範囲を縮小し、当該登録者にその旨を通知する。
- 中間審査及び更新審査で、一部の登録範囲に関する要求事項について不適合があり、認証機関が登録範囲の縮小が適当であると認めたとき。
 - 登録者より登録範囲縮小の申し出があったとき

JSA-S1004 認証審査手引編

1. 作業マニュアル審査及び実地審査の基本的な考え方

JSA-S1004 規格の認証審査における作業マニュアル審査及び実地審査については、以下の基本的な考え方に基づき認証審査を実施する。

なお、JSA-S1004 規格には、同規格に基づき、物流事業者が行うべき事項が盛り込まれており、それらを事業者としてどのように継続して実施すべきか等については規定されていない。本ガイドラインでは、受審組織が組織として要求事項を継続的かつ確実に実施していることを認証機関が確認できるようにするため、規格の要求事項に対応した具体的な対策について作業マニュアルへ盛り込むことを推奨する。

1.1 作業マニュアル審査における基本的な考え方

- ① 受審組織は、JSA-S1004 規格で要求されている事項に対応した作業マニュアルを準備する。
- ② 受審組織は、関連するマニュアルの他、詳細な指示書、チェックリスト、教材等を作業マニュアル審査時の資料としても構わない。
- ③ 認証機関は、作業マニュアル審査において、該当する全ての規格要求事項が関連するマニュアル等（指示書、チェックリスト及び教材等を含む）に具体的な対策を含めて規定されていることを審査する。
- ④ なお、本ガイドラインにおいては、認証機関が作業マニュアル審査を実施する上での参考例として、受審組織が保有している「作業マニュアルに記載される対策の例」を記載しているが、規格要求事項を満たす対策はこれに限らない。

1.2 実地審査における基本的な考え方

- ① 認証機関が、実地審査において、上記作業マニュアルで規定されていることを現場において確実に実施していること、品質改善サイクル（PDCA）を通じて、品質改善を図っていることについて記録等で確認する。
- ② なお、本ガイドラインにおいては、認証機関が受審組織の現場において審査する上で参考となる事項について、「実地審査におけるチェックポイントの例」を記載している。

2. 「低温保管サービス」の作業マニュアル審査及び実地審査

2.1 関係法令等の順守

| JSA-S1004 規格要求事項 3.1 | |
|--|--|
| <p>倉庫事業者は、倉庫事業を行う国のみならず地域にも適用される法令、規則等に基づき、低温保管事業等に関連する事業免許等を取得し、定期的にその有効性を確認しなければならない。また、倉庫事業においても事業を行う国のみならず地域にも適用される法令、規則等を遵守しなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|--|--|
| <p>倉庫事業に適用される関係法令の遵守の観点から、当該国及び地域に適用される事業免許等を取得し、定期的にその事業免許等が有効であることを確認する旨がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下事項の有効性を管理し、関係法令を遵守の上、倉庫事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1)事業免許等の名称、取得年月日、有効期限、準拠法の名称と条文等の情報 2)事業免許等の有効期限の管理主体と管理方法 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル ○ 事業免許一覧 |

| 実地審査 | |
|--|---|
| <p>倉庫事業に関する事業免許等の取得の有無及びその事業免許等が有効期限内であることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫事業の事業免許等が有効期限内であることを現物で確認する。 ○ 事業免許の有効期限の管理方法について、責任者へ確認する。必要に応じて直近の更新状況をインタビューする。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業免許等 |

2.2 低温倉庫への貨物の入庫

2.2.1

JSA-S1004 規格要求事項 3.2.1

倉庫事業者は、荷主から貨物の保管依頼があった場合、事業の用に供する低温倉庫の施設・設備の容量、性能及び保管期間を考慮して寄託契約を結ばなければならない。

作業マニュアル審査

荷主と寄託契約を締結する際は、自社の施設・設備の容量、性能及び保管期間等を考慮し、荷主依頼の保管条件、管理条件等で貨物の保管が可能かどうかを判断するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。

作業マニュアルに記載される対策の例

- フローチャートや契約項目に従い、荷主依頼の保管条件、管理条件等での貨物保管に対して、必要な施設・設備の容量、性能及び保管期間等を考慮して寄託契約を締結する。
- 保管に適さない貨物や債権回収に問題がある寄託者からの依頼は拒否する。
- 荷受けする冷蔵又は冷凍貨物量の波動を考慮して、荷主との寄託契約時に、自社施設・設備の容量等に合わせて、予め荷受けする貨物の在庫量を調整する。
- 荷主との寄託契約締結時に、下記項目が記載された契約書のひな型を使用する。
 - 1)保管商品
 - 2)保管条件（場所、温度帯、物量）
 - 3)管理条件（賞味期限管理、先入先出）
 - 4)契約期間
 - 5)損害賠償保険
 - 6)料金

| | |
|-------------|---|
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約締結の社内承認フローチャート ○ 稟議書 ○ 契約書ひな形 等 |
|-------------|---|

| 実地審査 | |
|--|--|
| 任意の貨物を指定して、当該貨物が倉庫寄託契約（施設・設備の容量、性能、保管条件、管理条件及び保管期間）に基づいて保管していることを確認する。 | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書の有効期限が切れていないことを契約書等の現物で確認する。 ○ 寄託作業範囲(保管商品、保管条件、管理条件、契約期間等)が記載されていることを契約書等の現物で確認する。 ○ 契約書に無署名や契約日付の無記載等の不備・漏れが無いことを現物で確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 契約書/覚書 |

2.2.2

| JSA-S1004 規格要求事項 3.2.2 |
|---|
| 倉庫事業者は、輸送事業者から貨物を受け取り、低温倉庫に入庫する前に、1)貨物の種別、2)貨物の量、3)貨物ダメージの有無について、温度管理された入出庫エリアで確認しなければならない。 |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|----------------------------------|
| 輸送事業者から貨物を受け取り、低温倉庫に入庫する前に、温度管理された入出庫エリアにおいて、1)貨物の種別、2)数量、3)破損・汚れがないかを確認するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。 | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | ○ 入庫検品表を用いて、入庫時に確認すべき項目について確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 温度管理された入出庫エリアで貨物の検収を行う。やむを得ず貨物の確認を常温エリアで行う際は貨物を断熱シートで覆うなど、貨物の温度上昇を防ぐ手段を講じる。荷卸し場所から保管場所まで移動する許容時間を、貨物種類ごと及び入出庫エリアの設定温度に応じて設定し、実行・記録する。 ○ 冷凍品の検収を冷蔵エリアで行う際は、解凍リスクがあるため、荷受後、検収に要する時間を遵守する。 ○ ひとつのパレットに複数の品目が同梱されている場合、そのパレットを開梱して品目ごとに種類・数量・破損の有無を確認する。 ○ 貨物の状態に異常を発見した際の報告体制を確認するとともに、報告内容を所定フォームに記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|--------------------|---|
| | ○ 輸送事業者から貨物を受け取り、低温倉庫に入庫する前に、作業員により、温度管理された入出庫エリアで1)貨物の種別、2)数量、3)破損・汚れがないことを確認するための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。 |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において、責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 荷受から検収を経て、保管エリア入庫完了までの作業時間を貨物種類ごと及び入出庫エリアの設定温度に応じて設定し、実行・記録していることを確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要項目を確認したことを記録した入庫検品表等 (※)を確認する。 (※) 記載例：荷主名、入庫日、入庫商品名、商品番号、入庫予定数量、管理日付(賞味期限日、入庫日、製造日など)、車両番号・輸送会社・運転手名など ○ 貨物状態に異常を発見した際に、イレギュラーレポートへ報告内容(※)が記載されていることを確認する。 (※) 記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、商品名、個数 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入庫/積み降ろし作業チェックシート ○ 入庫伝票控 ○ イレギュラーレポート |

2.2.3

| | |
|---|--|
| JSA-S1004 規格要求事項 3.2.3 | |
| <p>倉庫事業者は、低温車両から貨物を卸す際に生じる入出庫エリアの温度上昇を防ぐための対策を講じなければならない。</p> | |

| | |
|--|--|
| 作業マニュアル審査 | |
| <p>低温車両から貨物を卸す際に生じる入出庫エリアの温度上昇を防ぐための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷蔵貨物、冷凍貨物それぞれについて、入庫作業に費やされる許容時間を貨物種類ごと及び入出庫エリアの設定温度に応じて設定し、実行・記録する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫レイアウト図面などで、ドックシェルターや防熱ドアの有無、また保管エリアとの開閉扉の設置場所を示す。 ○ 迅速に貨物を入庫するために、パレットや台車、ローラー、貨物用エレベーター、垂直搬送機等を利用する。 ○ ドックシェルターに亀裂などがなくことや冷凍機などの主要設備の稼働状態を点検する。 ○ 異常発生時の報告体制を確認するとともに、報告内容を所定フォームに記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル ○ 倉庫レイアウト図 |

| 実地審査 | |
|--|---|
| <p>低温車両から貨物を卸す際に生じる入出庫エリアの温度上昇を防ぐための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において、責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 入庫作業が設定時間通りに行われていることを確認する。 ○ ドックシェルターと低温車両の荷台の間に大きな隙間がない状態で、入出庫エリアで作業していることを確認する。 ○ 倉庫レイアウト図にあるドックシェルターや防熱ドア、開閉扉等が実際に設置されていることを確認する。 ○ 保管エリアを隔てる開閉扉が閉まった状態になっていることを確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入出庫エリアの温度計測の履歴がある事を確認する。 ○ 入出庫エリアに設置されている冷凍機のメンテナンスの記録があることを確認する。 ○ 貨物を迅速に入庫するためにパレットや台車、ローラー、貨物用エレベーター、垂直搬送機等が利用されていることを確認する。 ○ イレギュラーレポートへ異常発生時の報告内容（※）が記載されていることを確認する。 （※）記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、原因、改善対策 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ イレギュラーレポート |

2.3 低温保管

2.3.1

| JSA-S1004 規格要求事項 3.3.1 | |
|--|--|
| <p>倉庫事業者は、あらかじめ荷主と契約で定めた温度で貨物を保管しなければならない。また、倉庫事業者は、当該貨物が適正な温度で保管されていることを証明するために、庫内温度を一定の間隔で記録しなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|--|
| <p>あらかじめ荷主と契約で定めた温度帯で貨物を保管していることを証明するために、庫内温度を一定の間隔で記録するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | ○ 荷主に対して、適正な庫内温度の管理状況及び温度異常の発生を報告するために、温度計測と監視方法及び温度履歴を記録する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保管エリアの温度計を一定の間隔で目視して、手書きで記録する。 ○ 各保管場所の計測結果を一定の間隔でデータ保存する。 ○ 正確な庫内温度を計測し、記録するために、温度計の校正を定期的実施し、記録する。 ○ 温度計やシステムに異常が発生した場合の報告体制を確認するとともに、その事例が発生した際の対応を記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認するために、サンプル調査として、貨物を任意に選び、契約書に記載されている温度帯で当該貨物が保管されていることを確認する。また、当該貨物が荷主と契約で定めた温度帯で保管されていることを確認するため、温度記録を確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において、責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 倉庫現場において荷主との保管寄託契約書に記載された温度帯を遵守して貨物を保管しているか、以下についてサンプル調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1)保管エリアごとに温度が記載された温度記録簿に、計測内容が記載されていることを確認する。 2)温度計の校正実施記録簿にて校正作業を行っていることを確認する。 3)空調機のデフロスト実施履歴が温度記録簿にあることを確認する。 4)イレギュラーレポートへ異常発生時の報告内容(※)が記載されていることを確認する。 <p>(※) 記載例：荷主への報告、措置指示要請の内</p> |

| | |
|-------------|---|
| | 容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、原因、改善対策 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 温度記録簿 ○ 温度記録履歴データ ○ 契約書/覚書 ○ 校正実施記録簿 ○ イレギュラーレポート |

2.3.2

| |
|--|
| JSA-S1004 規格要求事項 3.3.2 |
| 倉庫事業者は、庫内で保管している貨物を容易かつ確実に見つけ出すことができるように、低温倉庫の保管場所を明確にして記録しなければならない。 |

| | |
|--|--|
| 作業マニュアル審査 | |
| 庫内で保管している貨物を容易かつ確実に見つけ出すことができるように、低温倉庫の保管場所を明確にして記録するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。 | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物を保管するラックや床等に数字や記号等の番地を付けて、正確な保管場所を記録する。 ○ 倉庫管理システム又は貨物保管台帳で在庫品の保管管理を行う。 ○ 貨物保管台帳と実際の在庫状況（保管場所、バッチコード、数量、入庫日等）に差異が発見された場合、荷主へ速やかに報告するために、棚卸しを実施する。 ○ 返品、ダメージ品、廃棄品等は、誤って正規品と混同すると、賞味期限切れや事故品を誤発送してしまうリスクがあるため、指定の保管場所に蔵置し、該当する貨物の状態を明示する。 |

| | |
|-------------|-------------|
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |
|-------------|-------------|

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認するために、サンプル調査として、任意に貨物を選び、該当貨物を保管している庫内で容易かつ確実に見つけ出すことができる状態であることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において、責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ ラックや平置きスペースにロケーション番号が表示され、全ての貨物はラック、パレット、台車に積み込まれて保管されていることを確認する。 ○ 入出庫時のリストや棚卸表にロケーション番号の記載があることを確認する。 ○ 在庫状況を記した保管台帳、又は倉庫管理システム（Warehouse Management System:WMS）データ上の保管先が明確になっており、以下のよう <ul style="list-style-type: none"> 1)WMS システムで在庫状況が画面表示できる。 2)在庫台帳が事務所や倉庫内の特定の場所に保管されている。 ○ 貨物保管台帳と実際の在庫状況（保管場所、バッチコード、数量、入庫日等）に差異が発見された場合、荷主へ速やかに報告するために、棚卸しを実施していることを確認する。 ○ 返品、ダメージ品、廃棄品等は、各々指定置場へ置き、明確に表示がされていることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入出庫帳票/WMS システムデータ ○ 棚卸表 |

2.3.3

| JSA-S1004 規格要求事項 3.3.3 | |
|--|--|
| 倉庫事業者は、貨物の入出庫による庫内温度の上昇を避けるため、対策を講じなければならない。 | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| 貨物の入出庫による庫内温度の上昇を避けるための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。 | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物を入出庫する際以外は、扉を閉じた状態にする。 ○ 自動開閉ドアを利用して、貨物を入出庫する際に扉の閉め忘れがないようする。 ○ 貨物を入出庫する際は、扉の開閉を素早く行う。 ○ 庫口にビニールカーテンを備える。 ○ 低温管理された前室や荷捌き室の設置、又は、エアカーテンを設置する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|---|
| 貨物の入出庫による庫内温度の上昇を避けるための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。 | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において、責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 貨物が保管されている倉庫の扉が必要時以外は閉まっていることを確認する。 ○ 自動開閉ドアが設置されていることを確認する。 ○ 庫口にビニールカーテンが適切に設置されていることを確認する。 |

| | |
|-------------|---|
| | ○ 低温管理された前室や荷捌き室の設置、又は、エアカーテンが設置されていることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | - |

2.4 出庫

2.4.1

| JSA-S1004 規格要求事項 3.4.1 |
|--|
| 倉庫事業者は、輸送事業者に貨物を引き渡す際に、1)貨物の種別、2)貨物の量、3)貨物ダメージの有無、4)貨物の保冷状態について、温度管理された入出庫エリアで確認しなければならない。 |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| 輸送事業者に貨物を引き渡す際に、温度管理された入出庫エリアにおいて、1)貨物の種別、2)数量、3)破損・汚れがないか、4)保冷状態を確認するための具体的な対策がマニュアルで規定されていることを確認する。 | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 出庫作業チェックシート（所定フォーム）等を用いて、ピッキング済み貨物の「荷揃え～出荷検品～車両積込み完了」までの作業を実施する。 ○ 温度管理された入出庫エリアで貨物の種類、数量、破損・汚れがないか、保冷状態を確認する。 ○ 貨物の確認作業時間を貨物種類ごと及び入出庫エリアの設定温度に応じて設定し、実行・記録する。 ○ 貨物状態に異常を発見した際の報告体制を確認するとともに、報告内容を所定フォームに記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>輸送事業者に貨物を引き渡す際に、温度管理された入出庫エリアにおいて、1)貨物の種別、2)数量、3)破損・汚れがないか、4)保冷状態を確認するための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 倉庫事業者の出庫担当者が保管庫で、ピッキングリスト又は在庫補充リストを使用して、行先、商品名、商品コード名、管理日付、数量を確認していることを確認する。 ○ 倉庫事業者の出庫担当者が出庫対象貨物を確認後、温度管理された入出庫エリアで、トラック乗務員の立ち会いのもと、積込チェックシートを用いて、検品作業を実施していることを確認する。 ○ 貨物に異常が発生した場合には、イレギュラーレポートへ異常発生時の報告内容（※）が記載されていることを確認する。 <p style="text-align: center;">（※）記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、原因、改善対策</p> |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ピッキングリスト・出荷検品表等 ○ 積込チェックシート ○ 出庫伝票 ○ イレギュラーレポート |

2.5 安全性及び衛生の確保

2.5.1

JSA-S1004 規格要求事項 3.5.1

低温倉庫では作業員が食品を取り扱うことから、倉庫事業者は、衛生管理に関する対策を講じなければならない。倉庫事業者は、定期的に倉庫内を清掃し害虫等の発生を防止する。害虫等が発見された場合には、保管している貨物に影響がない方法で駆除しなければならない。

作業マニュアル審査

衛生管理に関する具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。また、定期的に倉庫内（低温保管エリア及び施設内）を清掃し害虫等の発生を防止し、害虫等が発見された場合には、保管している貨物に影響がない方法で駆除するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。

作業マニュアルに記載される対策の例

- 食品に付着した異物やウイルスが人の体内に入る事故を未然に防ぐために、以下の適切かつ厳格な衛生管理方法を実施する。
 - 1) 作業者の手洗いの実施
 - 2) 手の汚れの付着防止のために、手袋の着用
 - 3) 作業者の服装・外観のチェックと、定期的な作業服・安全靴の洗浄
 - 4) 倉庫・構内の4S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施
 - 5) 倉庫内の壁、天井、床面に亀裂、ひび割れ、塗装の剥離を発見した場合、計画的に修繕する、また鳥や虫の巣等が発見した場合には、除去する
 - 6) プラスチックパレット、クレート等の洗浄と乾燥

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回、専門駆除業者による防虫・防鼠対策を実施する。 ○ 荷役作業を行わない時間は、倉庫出入口シャッターを下ろし、倉庫内への害虫、鼠、鳥の侵入を防ぐ。 ○ 木製パレットは害虫やカビ発生危険があるため、貨物を搭載するパレットについては、プラスチックパレットを使用する。 ○ 貨物の搭載時に木製パレットを使用する場合は、害虫やカビ等が付着していない清潔な木製パレットを使用する。 ○ 衛生管理において異常が発生した際の報告体制を確認するとともに、その事例が発生した際の対応を記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル ○ 害虫駆除の年間実施計画書 |

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>衛生管理に関する対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 作業者の手、手袋、作業服、帽子、靴等が清潔であるかを管理者が実際に確認し、これらが汚損していた際の手洗い又は着替えの指示を実施していることを確認する。 ○ 商品保管場所、通路、荷捌き場が清掃され、清潔に保たれていることを確認する。 ○ 清掃用具が揃えられていることを確認する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫内の壁、天井、床面に亀裂、ひび割れ、塗装の剥離等がないことを確認する。発見した場合は、修繕の計画があることを確認する。 ○ 有害生物のトラップがあることを確認する。 ○ 荷役作業を行わない時間は、倉庫内への害虫、鼠、鳥の侵入を防ぐために、倉庫出入口シャッターを下ろしていることを確認する。 ○ 倉庫建屋の外に防虫灯、害虫誘引ライト殺虫機を設置していることを確認する。なお、害虫誘引ライト殺虫機については、入出庫エリアにも設置していることを確認する。 ○ 貨物が保管されている庫内口にエアカーテンを設置していることを確認する ○ 貨物を搭載するパレットについては、プラスチックパレットを使用していることを確認する。 ○ 貨物の搭載時に木製パレットを使用する場合は、害虫やカビ等が付着していない清潔な木製パレットを使用していることを確認する。 ○ 防虫・防鼠対策を外部委託している場合は、そのレポートを確認する。 ○ 衛生管理において異常が発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録が記載されていることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防虫・防鼠対策レポート ○ イレギュラーレポート |

2.5.2

JSA-S1004 規格要求事項 3.5.2

倉庫事業者は、作業員が低温倉庫で安全に作業できるように、設備・施設の安全対策及び作業員の健康管理を行わなければならない。

作業マニュアル審査

作業員が低温倉庫で安全に作業できるように、マニュアルに記載されている設備・施設の安全対策及び作業員の健康管理に関する具体的な対策が講じられていることを確認する。

作業マニュアルに記載される対策の例

- 作業員は適切なヘルメット又は安全帽、防寒具、手袋、安全靴等を着用する。
- 作業員が低温倉庫に閉じ込められた場合の庫外への緊急の連絡方法及び庫外への脱出方法。
- フォークリフトの安全かつ適切な運転を実施するために、免許保有者あるいは、必要な運転講習を修了して事業者がその運転技量を認めた者がフォークリフトを操作する。
- 倉庫内のフォークリフト運転時の注意点について、以下のように表示する。
 - 1)運転前に車両の死角場所を目視確認する。
 - 2)急発進、急旋回、急停止の禁止。
- 作業員の休憩時間を設定する。
- 安全対策において異常が発生した際の報告体制を確認するとともに、その事例が発生した際の対応を記録する。

確認が必要となる文書例

- 倉庫作業マニュアル

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>作業員が低温倉庫で安全に作業できるように、設備・施設の安全対策及び作業員の健康管理に関する具体策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 作業員はヘルメット又は安全帽、防寒具、手袋、安全靴等を着用していることを確認する。 ○ フォークリフト免許保有者あるいは、必要な運転講習を修了して事業者がその運転技量を認めた作業員がフォークリフトを操作していることを確認する。 ○ 倉庫内で安全に作業を行うための注意喚起をポスター等で表示していることを確認する。 ○ 作業員が低温倉庫に閉じ込められた際の庫外への緊急の連絡方法及び庫外への脱出方法が表示されていることを確認する。 ○ 作業環境が安全上適切であるか以下の環境を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)倉庫内の照度 2)床が凍結していないか 3)ゴミが散乱していないか、ゴミ箱の設置有無 4)段差の注意喚起 5)冷蔵庫内の水漏れ、壁に霜の付着が無いか ○ 安全対策において異常が発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録が記載されていることを確認する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ イレギュラーレポート |

2.5.3

| JSA-S1004 規格要求事項 3.5.3 | |
|--|--|
| <p>倉庫事業者は、低温倉庫から貨物が紛失・盗難されないように、また、倉庫で保管されている食品に異物が混入されないような対策を講じなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| <p>貨物が紛失・盗難されないように、また、倉庫で保管されている食品に異物が混入されないための具体的な対策をマニュアルで規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫内に許可されたもの以外を持ち込まない。 持ち込みが許可されるもの：筆記用具、電卓等 ○ 異物混入の危険があるため、貨物外装に直接ペン、チョーク、マジック等で書き込みをしない。 ○ 倉庫の敷地内、倉庫内に入出入りする業者や従業員の情報を記録する。 ○ 倉庫内の適切な場所に、適切な台数の防犯カメラを設置する。 ○ 警備員を適切に設置する。 ○ 貨物の紛失・盗難等の異常が発生した際の報告体制を確認するとともに、報告内容を記録する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|--|
| <p>貨物が紛失・盗難されないように、また、倉庫で保管されている食品に異物が混入されないための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 倉庫の敷地内、倉庫内に入出入りする業者や従業員の確認記録が入退場者台帳又はシステム管理されていることを確認する。 ○ 倉庫内に防犯カメラが設置されていることを確認する。 ○ 警備員が配置されていることを確認する。 ○ 貨物の紛失・盗難等の異常が発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録が記載されていることを確認する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入退場者台帳 ○ イレギュラーレポート |

2.5.4

| | |
|---|--|
| <p>JSA-S1004 規格要求事項 3.5.4</p> | |
| <p>倉庫事業者は、停電時においても低温倉庫が安定的に運用できるように、あらかじめ対策を講じなければならない。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>作業マニュアル審査</p> | |
| <p>停電時においても低温倉庫が安定的に運用できるように、停電発生時の具体的な復旧対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電頻度又は、停電時において電力が復旧通電するまでに要する時間を考慮した予備電源（自家発電機）を備える。（※） （※）地震や停電発生での復旧に 50 時間程度かかる場合、最低限 3 日程度(72 時間)の倉庫作業ができる。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自家発電使用時の利用可能設備・箇所(搬送機、電灯、開閉扉など)について記載されている。 ○ 電力が復旧通電するまでの間、防熱ドアを締め切り、外気を侵入させない。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル ○ 事業継続計画 (BCP プラン) |

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>停電時においても低温倉庫が安定的に運用できるように、停電発生時の復旧対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 予備電源（自家発電機）が設置されていることを確認する。 ○ 予備電源（自家発電機）が正常に作動することを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | - |

2.6 教育・訓練

2.6.1

| JSA-S1004 規格要求事項 3.6.1 |
|---|
| <p>温度管理が必要な食品が低温倉庫において適切に取り扱われない場合には、品質が劣化して消費者に健康被害が生じる可能性があり、倉庫事業者だけの問題ではなく、社会的な問題となるおそれがある。そのため、倉庫事業者は、作業員に対して、低温倉庫において3.2～3.5の事項を確実に実施するための様々な研修を実施しなければならない。</p> |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| <p>作業員に対して 3.2～3.5 の事項を確実に実施するための教育計画、研修実施方法等が具体的にマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新入社員等に対する教育計画表を作成し、フォークリフト操作に関する外部研修ならびに社内研修等を定期的実施する。 ○ 倉庫作業における貨物の在庫管理、貨物の入出庫時の確認事項、温度管理・記録方法、安全・衛生管理等に関する内容が記載された研修テキストを使用する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育計画表 ○ 研修テキスト |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>作業員に対して 3.2～3.5 の事項を確実に実施するための教育・訓練について、マニュアルに規定されている研修が実施されていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修テキストの中身を確認するとともに、研修実績の記録を確認する。 ○ 3.2～3.5 の事項の理解度を深めるためのテストを実施していることを確認する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修実施記録 |

2.6.2

| JSA-S1004 規格要求事項 3.6.2 |
|--|
| <p>倉庫事業者は、作業員が低温倉庫における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるよう、冷凍・冷蔵機等の設備・施設の概要や操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどを取りまとめたマニュアルを作成して作業員へ共有しなければならない。</p> |

| 作業マニュアル審査 | |
|--|---|
| <p>作業員が低温倉庫における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるよう、冷凍・冷蔵機等の設備・施設の概要や操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどを取りまとめたマニュアルやテキストを作成し、作業員に共有されるための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷凍・冷蔵機、荷役機器の詳細、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどが取りまとめられたマニュアルやテキストを作業員へ共有するために、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)設備機器メーカーがマニュアルを用意し、また、講師を派遣し、研修を実施する。 2)勉強会の実施 3)倉庫内作業場所や休憩室などにマニュアルやテキストを置く ○ 冷凍・冷蔵機、荷役機器等の設備詳細、操作方法、安全性・衛生の確保について、新規事項や変更点がある際には、該当するマニュアルやテキストを改訂する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫作業マニュアル ○ 研修テキスト |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>作業員が低温倉庫における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるよう、冷凍・冷蔵機等の設備・施設の概要や操作方法、安全性・衛生の確保の取組みについて、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷凍・冷蔵機、荷役機器の詳細、操作方法、安全性・衛生の確保などが取りまとめあるマニュアルやテキストがいつでも誰でも見られる状態にあることを確認する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備機器メーカーが講師を派遣し、研修を実施している場合には、研修受講記録を確認する。 ○ マニュアルやテキストの改訂が適切に行われていることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修受講記録 ○ 改訂履歴 |

2.7 設備・施設の維持管理

2.7.1

| |
|---|
| JSA-S1004 規格要求事項 3.7.1 |
| 倉庫事業者は、冷凍・冷蔵機等の設備・施設を安全・効率的に運用できるように、対策を講じなければならない。 |

| | |
|--|--|
| 作業マニュアル審査 | |
| 冷凍・冷蔵機等の設備・施設の安全維持の規定、異常発生時の措置方法について具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。 | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備・施設の定期点検計画を作成し、その点検結果の記録を保管する。 ○ 設備・施設に異常が発生していないことを確認するために、以下の仕組みを構築する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)倉庫内のパトロールの実施 2)設備監視システムの設置 ○ 設備・施設に異常を発見した際の報告体制を確認するとともに、報告内容を所定フォームに記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 倉庫作業マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|--|
| <p>冷凍・冷蔵機等の設備・施設の安全維持及び異常発生時の措置方法について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 設備・施設の修繕及び点検の実施計画が作成されていることを確認する。 ○ 設備・施設の修繕及び点検の実施計画に沿って、以下の必要項目を確認したことを記録した点検実施記録等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 冷凍・冷蔵機及びフォークリフトの作動点検、消耗パーツの交換 2) 消防設備の確認 ○ 設備・施設の異常を発見した際の措置方法と報告体制が以下のように構築されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 設備電源の再起動の実施 2) 社外保守運用者へ連絡し、復旧作業の実施依頼 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備点検記録簿 |

3. 「低温輸送サービス」の作業マニュアル審査及び実地審査

3.1 関係法令等の遵守

| JSA-S1004 規格要求事項 4.1 |
|---|
| <p>輸送事業者は、輸送事業を行う国のみならず地域にも適用される法令、規則等に基づき、輸送事業に関連する事業免許等を取得し、定期的にもその有効性を確認しなければならない。また、輸送事業においても事業を行う国のみならず地域にも適用される法令、規則等を遵守しなくてはならない。輸送事業者は、</p> |

荷主から貨物の輸送依頼があった場合、事業の用に供する資源の有無及びそれに伴う輸送期間を考慮して輸送契約を結ばなければならない。

| 作業マニュアル審査 | |
|--|--|
| <p>輸送事業に適用される関係法令の遵守の観点から、当該国及び地域に適用される事業免許等を取得し、定期的にその事業免許等が有効であることを確認する旨がマニュアルに規定されていることを確認する。また、荷主と輸送契約を締結する際は、自社の資源の有無及びそれに伴う輸送期間等を考慮して貨物の輸送依頼に対応可能かどうか判断するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下事項の有効性を管理し、関係法令を遵守の上、輸送事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1)事業免許等の名称、取得年月日、有効期限、準拠法の名称と条文等の情報 2)事業免許等の有効期限の管理主体とその方法 ○ フローチャートや契約項目に従い、荷主からの貨物輸送の依頼内容に対して、品目、必要な車両台数、輸送先、輸送期間、その他の条件を考慮して輸送契約を締結する。 ○ 取扱う冷蔵又は冷凍貨物量の波動を考慮して、荷主との輸送契約時に必要な車両台数等の条件に合わせて、予め貨物の最大出荷量を調整する。 ○ 荷主との輸送契約締結時に、下記項目が記載された契約書のひな型を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)輸送範囲 2)輸送条件（温度帯、物量） 3)契約期間 4)損害賠償保険 5)料金 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送マニュアル ○ 事業免許一覧 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約締結の社内承認フローチャート ○ 稟議書 ○ 契約書ひな形 等 |
|--|---|

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>輸送事業に関する事業免許等の取得の有無及びその事業免許等が有効期限内であることを確認する。また、任意の貨物を指定して、当該貨物が輸送契約（車両台数及び輸送期間）に基づいて輸送していることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送事業の事業免許等が有効期限内であることを現物で確認する。 ○ 事業免許の有効期限の管理方法について、責任者へ確認する。必要に応じて直近の更新状況をインタビューする。 ○ 契約書の有効期限が切れていないことを契約書等の現物で確認する。 ○ 輸送範囲が記載されていることを契約書等の現物で確認する。 ○ 契約書が無署名や契約日の無記載等の不備・漏れが無いことを現物で確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業免許等 ○ 契約書/覚書 |

3.2 低温車両への貨物の積み込み

3.2.1

| JSA-S1004 規格要求事項 4.2.1 |
|---|
| <p>輸送事業者は、貨物を低温車両に積み込む際に、低温車両の庫内の予冷温度を確認し、また、1)貨物の種別、2)貨物の量、3)貨物ダメージの有無、4)貨物の保冷状態について温度管理された入出庫エリアで確認しなければならない。</p> |

| 作業マニュアル審査 | |
|--|--|
| <p>貨物を低温車両に積み込む際に、低温車両の庫内の予冷温度を確認し、また、1)貨物の種別、2)数量、3)ダメージの有無、4)保冷状態について温度管理された入出庫エリアで確認するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 温度管理された入出庫エリアで貨物の検収や出荷確認を行う。 ○ 低温車両の予冷実施手順（※）を以下の通りに設定し、実行・記録する。 （※）微生物の最低発育温度を考慮し、冷凍貨物を取扱う場合は、積み込み開始のタイミングまでに、-10℃前後又はそれ以下の温度で予冷し、冷蔵貨物を取扱う場合は、+5℃前後で予冷する。 ○ 予冷開始後、一定時間経過しても設定温度に到達しない場合の車両を交換する時間を設定する。 ○ 貨物を積み込む際に該当貨物の外装状態に異常（破れ、へこみ、テープ剥がれ、補修、バンド切れ、水濡れ等）があった場合、荷主へ報告する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>貨物を低温車両に積み込む際に、低温車両の庫内の予冷温度を確認し、また、1)貨物の種別、2)数量、3)ダメージの有無、4)保冷状態について、温度管理された入出庫エリアで確認することについて、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 必要項目（※）を確認したことを記録した積込チェックシート等を確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>(※) 記載例：</p> <p>1)車両内温度</p> <p>2)作業開始及び終了時間</p> <p>3)貨物ダメージの有無</p> <p>4)荷主指示による商品温度</p> <p>○ 低温車両が予冷されている状態で貨物の積み込みが実施されていることを確認する。</p> <p>○ 外装状態に異常を発見した際に、イレギュラーレポートへ報告内容(※)が記載されていることを確認する。</p> <p>(※) 記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、商品名、個数</p> |
| 確認が必要となる文書例 | <p>○ 積込チェックシート</p> <p>○ 出庫伝票</p> <p>○ イレギュラーレポート</p> |

3.2.2

| |
|--|
| JSA-S1004 規格要求事項 4.2.2 |
| <p>輸送事業者は、貨物を低温車両に積み込む際に、貨物が外気にさらされ、温度が上昇して品質が劣化しないための対策を講じなければならない。</p> |

| | |
|---|--|
| 作業マニュアル審査 | |
| <p>貨物を低温車両に積み込む際に、貨物の温度上昇を防ぐための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <p>○ 輸送中に解凍する恐れのある貨物(シャーベットやアイス等)には、ドライアイスや保冷シート、発泡箱などで貨物を覆い、梱包された貨物が外気に直接触れないようにする。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷凍貨物と冷蔵貨物を混載して輸送する際は、冷蔵貨物の凍結又は冷気による乾燥を防ぐため、毛布などで覆い、冷気に直接触れないように積み込む。 ○ 冷凍と冷蔵の温度帯へ温度設定が可能な二層式の低温車両を使用する場合は、冷凍室と冷蔵室で区切るための仕切り版を立てて、適切な温度帯で冷凍貨物と冷蔵貨物を取扱う。 ○ 低温車両内の冷気を循環させるために、換気口を塞がないように積み込みを実施する。 ○ 温度管理された入出庫エリアからトラックへの積込時間の上限を車両サイズごとに設定し、実行・記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>貨物を低温車両に積み込む際に、貨物が外気にさらされ、温度が上昇して品質が劣化しないための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 積み荷全体を毛布等で覆い、商品を保護し、外気に直接触れさせないよう荷台カートやフォークリフト等を利用して素早く積み込む。 ○ 冷凍と冷蔵の温度帯へ温度設定が可能な二層式の低温車両を使用している場合、冷凍室と冷蔵室で区切るための仕切り版を立てて、適切な温度帯で冷凍貨物と冷蔵貨物を取扱っていることを確認する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷凍貨物と冷蔵貨物を混載して輸送する際は、冷蔵貨物の凍結又は冷気による乾燥を防ぐため、毛布などで覆い、冷気に直接触れないように積み込んでいることを確認する。 ○ トラック庫口にビニールカーテン等を設置していることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | - |

3.3 輸送

3.3.1

| JSA-S1004 規格要求事項 4.3.1 | |
|--|--|
| <p>輸送事業者は、あらかじめ荷主と契約で定めた温度帯で輸送し、また、低温車両の庫内温度を適切なタイミングで監視及び記録しなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|--|--|
| <p>あらかじめ荷主と契約で定めた温度帯で輸送することが可能な低温車両を使用したうえで、低温車両の庫内温度を適切なタイミングで監視及び記録するための具体的な対応がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送温度及び輸送中の温度に異常があった場合にはその旨を荷主へ報告するために、以下のタイミングで温度監視及び温度履歴を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 車両保冷库内の温度の計測のタイミングが記載されている <ul style="list-style-type: none"> a) 予冷後の庫内温度 b) 積込時の貨物温度 c) 輸送開始時及び終了時の車両保冷库内の温度 d) 輸送中の庫内温度 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>2)温度計測機(データロガー、温度センサー)で計測結果を記録する</p> <p>3)保冷車両庫内の温度計を目視して手書きで帳票に記録する</p> <p>4) GPS 等の IT 機器を使用し、走行中のリアルタイムの温度を記録する</p> <p>5)保冷車両の庫内温度を正確に計測するために、以下の項目について記録する</p> <p>a)温度計校正の定期的な実施記録</p> <p>b)空調機のデフロストのスケジュール又は実施記録</p> <p>6)温度計やデジタコ等に異常が発生した際の報告体制、最新連絡網、報告方法を確認するとともに、異常が発生した際の対応を記録する</p> |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認するために、サンプル調査として、貨物を任意に選び、契約書に記載されている温度で当該貨物が輸送されていることを確認する。また、当該貨物が適切なタイミングで温度記録されていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 必要項目(※)を確認したことを記録した温度記録簿等を確認する。 (※)記載例：計測日時、計測温度、計測者 ○ 荷主との輸送契約書に記載された輸送温度を遵守し、適切なタイミングで温度管理しているか、以下についてサンプル調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1)手書きで記録している帳票に、記録簿を確認 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>する</p> <p>2) デジタコでの計測結果をデータで保存している (Excel やシステム) ことを確認する</p> <p>3) GPS を使用し、リアルタイムでの温度管理の計測結果を確認する</p> <p>4) 正確な庫内温度を計測するための以下の管理帳票を確認する</p> <p>a) 温度計の校正の定期的な実施記録</p> <p>b) 空調機のデフロストのスケジュール又は記録</p> <p>5) 温度計やデジタコ等に異常が発生した場合の対応記録 (※) を確認する</p> <p>(※) 記載例: 発生日時、発生事象、原因、改善対策</p> |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタコデータ、温度記録簿 等 ○ 輸送契約書/覚書 ○ イレギュラーレポート |

3.3.2

| |
|---|
| JSA-S1004 規格要求事項 4.3.2 |
| <p>輸送事業者は、低温車両の運転手を特定しなければならない。輸送事業者は、輸送の際に生じる荷痛みを防ぐため、特定した運転手に対して安全運転及び運転マナーの遵守を指導しなければならない。</p> |

| |
|--|
| 作業マニュアル審査 |
| <p>特定した運転手に対して、輸送の際に生じる荷痛みを防ぐため、安全運転及び運転マナーの遵守を指導するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転手に対し、荷傷みを防ぐために、運転研修、確認テストを実施し、安全運転及び運転マナーを指導する。 ○ 軽量貨物を破損させないため、重量貨物は基本的に下に置く。 ○ 破損し易い貨物は、毛布に包むなどの養生を行う。 ○ 走行中の揺れにより貨物が倒壊しないよう貨物を縦積みしない。 ○ 梱包材の潰れや傷みを防止するため、貨物同士に隙間を空けて積まない、また、ラップ、緩衝材(板、発砲スチロール)等を活用する。 ○ 法定速度又は社内規定速度を遵守し、デジタルタコメーターの走行記録を保管する。 ○ 貨物輸送時に貨物に異常が発生した際の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、その異常が発生した際の対応を記録する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修テキスト、確認テスト ○ 輸送マニュアル |

| <p>実地審査</p> | |
|---|---|
| <p>特定した運転手に対して、輸送の際に生じる荷痛みを防ぐため、安全運転及び運転マナーの遵守を指導することについて、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転及び運転マナーに関する研修実施の記録を確認する。 ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ ラッシングベルトや仕切り板を用いて貨物を固定していることを確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物の倒壊防止のため、隙間を空けて積載していないことを確認する。 ○ 荷傷み(破損/潰れ)などが発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録(※)が記載されていることを確認する。 (※) 記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、原因、改善対策 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修実施記録 ○ イレギュラーレポート |

3.4 積替え・積卸し

3.4.1

| JSA-S1004 規格要求事項 4.4.1 | |
|---|--|
| <p>輸送事業者は、低温車両の運転手が、低温施設がない物流センター、ドライポート等において、低温車両で貨物の積替えなどを行う場合には、貨物が外気にさらされ、貨物の温度が上昇して品質が劣化しないための対策を講じなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|--|
| <p>低温車両の運転手が、低温施設がない物流センター、ドライポート等において、低温車両で貨物の積替えを行う場合の具体的な貨物の温度の上昇防止策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物を車両から下ろしたら、直ちに車両の扉を閉める。 ○ ドライアイス、遮熱シート、毛布等を利用し、貨物温度の上昇を防ぐ。 ○ デジタコ又はデータロガー等による温度管理及び温度履歴の記録を実施する。 |

| | |
|-------------|--|
| | ○ 貨物積替え・積卸し時に貨物に異常が発生した際の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、その異常が発生した際の対応を記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|---|
| <p>低温車両の運転手が、低温施設がない物流センター、ドライポート等において、低温車両で貨物の積替えを行う場合の具体的な貨物温度の上昇防止策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <p>○ 現場の責任者へ貨物温度の上昇を防止するための積替え作業方法について、以下のインタビューを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)貨物を車両から下ろした後、直ちに車両の扉を閉めていることを確認する 2)ドライアイス、遮熱シート、毛布等を利用していることを確認する 3)デジタコ又はデータロガー等による温度履歴の記録を確認する 4)積替え作業時に荷傷み(破損/潰れ)などが発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録(※)が記載されていることを確認する <p>(※) 記載例：荷主への報告、措置指示要請の内容、荷主報告後の措置対応の内容、発生日時、発生事象、原因、改善対策</p> |
| 確認が必要となる文書例 | <p>○ デジタコのデータ、データロガー等</p> <p>○ イレギュラーレポート</p> |

3.4.2

| JSA-S1004 規格要求事項 4.4.2 | |
|--|--|
| <p>低温車両の運転手は、荷主に貨物を引き渡す際に、1)貨物の種別、2)貨物の量、3)貨物ダメージの有無、4)貨物の保冷状態について温度管理された入出庫エリアで確認しなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| <p>運転手が荷主に貨物を引き渡す際に、1)貨物の種別、2)数量、3)ダメージの有無、4)保冷状態について、温度管理された入出庫エリアで確認するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送事業者の責任下で貨物の異常が発生したかを確認するため、荷下ろし時に荷主立ち合いのもと、1)貨物の種別、2)数量、3)ダメージの有無、4)保冷状態、5)納品完了を証憑書類より確認する。 ○ 温度管理された入出庫エリアで貨物を引き渡す。 ○ 貨物の引き渡し場所が温度管理されていない場合の対策として、貨物を予め保冷シートで覆う、保冷ボックスやドライアイス等を用意する等の対策を行う。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|---|
| <p>運転手が荷主に貨物を引き渡す際に、1)貨物の種別、2)数量、3)ダメージの有無、4)保冷状態について、温度管理された入出庫エリアで確認することについて、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転手が荷主に貨物を引き渡す際の作業方法について、現場の責任者へ以下の内容をインタビューする。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>1)貨物の種別、数量、ダメージ有無、保冷状態、荷主確認者サインを受領書より確認する</p> <p>2)貨物の引き渡し場所が温度管理されていない場合の対策として、貨物を予め保冷シートで覆う、保冷ボックスやドライアイス等を用意する等の対策を講じていることを確認する</p> |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ インボイス ○ 受領書 |

3.5 安全性及び衛生の確保

3.5.1

| |
|---|
| JSA-S1004 規格要求事項 4.5.1 |
| <p>低温車両の運転手は食品を取り扱うことから、輸送事業者は、衛生管理に関する対策を講じなければならない。</p> |

| | |
|---|---|
| 作業マニュアル審査 | |
| <p>衛生管理に関する具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 週1回の車両清掃を実施する。 ○ 清掃の際、車両の外側は洗剤を使用し、内側は水を使用する。また、内側は洗浄後、錆、カビの発生を防止するため、乾燥させる。 ○ 車両の内側の汚れが酷く、洗剤を使用する際は、社内のメンテナンス部署から許可を得る。 ○ 貨物へ臭い等が付着しないように、積み込み前の車両又はコンテナが、清潔で異臭がしないことを確認する。 ○ 他商品へ臭いを付着させるような製品は、同一車両で配送しない。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ ドライバーは清潔な作業着や軍手を着用する。 ○ 衛生管理において異常が発生した際の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、その異常が発生した際の対応を記録する。 |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|---|
| 衛生管理に関する対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。 | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 正しい作業着の着用、手洗い方法、掃除用具の整理方法、倉庫入場時の注意点などが掲示板に掲示されていることを確認する。 ○ 作業者の手、手袋、作業服、帽子、靴等が清潔であることを管理者が実際に確認し、これらが汚損していた際の手洗い又は着替えの指示を実施していることを確認する。 ○ 車両の運転席や荷台が清潔であることを確認する。 ○ 衛生管理において異常が発生した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録（※）が記載されていることを確認する。 （※）記載例：発生日時、発生事象、原因、改善対策 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃実施などの記録簿 ○ イレギュラーレポート |

3.5.2

| JSA-S1004 規格要求事項 4.5.2 |
|---|
| <p>輸送事業者は、低温車両の運転手が交通事故を起こさないように、交通ルールを守り、運転マナーの改善に取り組むように指導しなければならない。また、輸送事業者は、低温車両が交通事故に遭遇した際に備えて、対策をあらかじめ講じなければならない。</p> |

| 作業マニュアル審査 | |
|--|--|
| <p>運転手が交通ルールを守り、運転マナーの改善に取り組むように指導するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。また、交通事故に遭遇した際に備えた具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ トラックメーカーによる研修への参加や、社内の交通ルール・マナー研修を実施する。 ○ 積込み・荷卸し時に車両が動かないよう、エンジンを停止し、輪留めを設置する。 ○ 車両に GPS を装着し、走行状況を監視する。異常が発生した際には、運行管理チームが運転手に連絡を取り、安否を確認する。 ○ 運転前に運転手の体調（健康状態、精神状態、残酒、寝不足、発熱等）を確認する。 ○ 交通事故等により納品が遅れる場合、現在地、到着予測時間等の状況を自社の配車担当者に連絡する。 ○ 交通事故に遭遇した場合の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、事故が発生した際の対応を記録する。 ○ 氏名、免許番号、免許有効期限、他所持免許の種別の更新時期を管理するため、乗務員名簿を作成する。 |

| | |
|-------------|--|
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導計画表 ○ 輸送マニュアル |
|-------------|--|

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>運転手が交通ルールを守り、運転マナーの改善に取り組むように指導するための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。また、交通事故に遭遇した際の対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修実績の記録を確認する。 ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 積み込み・荷卸し時に車両が動かないよう、エンジンを停止し、輪留めを設置していることを確認する。 ○ 運転手の運転前のアルコール、薬物接種チェック、健康チェックが実施されていることを確認する。 ○ 交通事故等により納品が遅れる場合、運転手より現在地、到着予測時間等の状況を自社の配車担当者へ連絡する体制を確認する。 ○ 交通事故に遭遇した際に、イレギュラーレポートへ事象内容、防止対策等の記録（※）が記載されていることを確認する。 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">（※）記載例：発生日時、発生事象、原因、改善対策</div> ○ 運転免許証の更新期限が切れていないことを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修記録シート ○ 乗務員名簿 |

| | |
|--|--------------|
| | ○ イレギュラーレポート |
|--|--------------|

3.5.3

| JSA-S1004 規格要求事項 4.5.3 | |
|---|--|
| <p>輸送事業者は、低温車両の運転手が貨物輸送する際に貨物の紛失・盗難が生じることがないように対策を講じなければならない。</p> | |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|--|
| <p>運転手が貨物を輸送する際の紛失・盗難防止のための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物の積込み完了後、待機中の留置き車両の荷台を施錠する。 ○ 車両の盗難に遭わないよう車両から離れる際には、ドアロック等の盗難防止策を講じる。 ○ 貨物の紛失・盗難等の異常が発生した際の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、貨物の紛失・盗難が発生した際の対応を記録する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|--|
| <p>運転手が貨物を輸送する際の紛失・盗難防止するための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 貨物の積込み完了後、待機中の留置き車両の荷台を施錠していることを確認する。 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>○ 貨物の紛失・盗難等の異常が発生した際の報告体制が構築されているか以下の内容を確認する。</p> <p>1) 運転手又は同乗の確認者が配送担当者又は責任者へ事象の報告を行う</p> <p>2) 配送担当者が業務責任者へ報告し、社内共有を行う</p> <p>3) 乗務員又は配送担当者が必要に応じて警察を呼び、盗難報告を行う</p> <p>4) 該当商品については顧客と調整の上、キャンセルあるいは、当日又は翌日に代替品を納品する</p> <p>5) 事故事象、原因、防止策を報告書に記載後、顧客へ提出する</p> |
| 確認が必要となる文書例 | ○ イレギュラーレポート |

3.5.4

| |
|--|
| JSA-S1004 規格要求事項 4.5.4 |
| <p>輸送事業者は、低温車両の運転手が、貨物を荷主へ確実に定時に届けられるように、安全な輸送ルートを設定しなければならない。</p> |

| | |
|--|--|
| 作業マニュアル審査 | |
| <p>低温車両の運転手が、貨物を荷主へ確実に定時に届けられるよう安全な輸送ルートを設定するための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <p>○ 運行管理者が運転手に対して、貨物を荷主へ定時に届けられるよう適切なルート指示を行う。</p> <p>○ 大雨、暴風、濃霧、地震などの天災や異常気象時に以下の対策をもって、安全な輸送ルートを確保する。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>1)出発時間を繰り上げ、運転手に運行時間のゆとりを持たせる</p> <p>2)運行中の運転手との連絡体制、方法を事前に確認する</p> <p>3)運行の中止や一時待機、徐行運転等を明確に指示する</p> <p>4)避難や待機をする場合には、避難・待機場所の指定を明確に指示する</p> <p>5)災害発生時、運行管理者は、安全を優先に考え運行の安全を確保する</p> <p>6)運転手は運行途中で到着が遅れる場合、運行管理者に連絡する</p> |
| 確認が必要となる文書例 | ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|--|---|
| <p>低温車両の運転手が、貨物を荷主へ確実に定時に届けられるよう安全な輸送ルートを設定するための対策について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 運行管理者が配送先までの距離、配送する貨物の量などを考慮し、運行ルートを設定し、運転手へ適切な運行ルートを指示していることを確認する。 ○ 大雨、暴風、濃霧、地震などの天災や異常気象時の対策について、責任者へインタビューする。 |
| 確認が必要となる文書例 | - |

3.6 教育・訓練

3.6.1

JSA-S1004 規格要求事項 4.6.1

温度管理が必要な食品が低温車両において適切に取り扱われない場合には、品質が劣化して消費者に健康被害が生じる可能性があり、輸送事業者だけの問題ではなく、社会的な問題となるおそれがある。そのため、輸送事業者は、低温車両の運転手に対して、4.2～4.5の事項を確実に実施するための様々な研修を実施しなければならない。

作業マニュアル審査

運転手に対して4.2～4.5の事項を確実に実施するための教育計画、研修実施方法等が具体的にマニュアルに規定されていることを確認する。

| | |
|-------------------|--|
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none">○ 新入社員等に対する教育計画表を作成し、以下の定期的な研修を実施する。<ul style="list-style-type: none">1) 新人の運転手は入社後、ベテランの運転手より2週間の運転訓練を受け、運転訓練修了後、貨物取扱いに関するテストを受ける。2) 安全運転のための研修を受講する。○ 低温車両における貨物の積込み・輸送・積替え・積卸し時の留意点、安全管理、品質管理、衛生管理等に関する内容が記載された研修テキストを使用する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none">○ 教育計画表○ 研修テキスト |

実地審査

運転手に対して4.2～4.5の事項を確実に実施するための教育・訓練について、マニュアルに規定されている研修が実施されていることを確認する。

| | |
|--------------------|---|
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修テキストの中身を確認するとともに、研修実績の記録を確認する。 ○ 4.2～4.5の事項の理解度を深めるためのテストを実施していることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修実施記録 |

3.6.2

| |
|--|
| JSA-S1004 規格要求事項 4.6.2 |
| <p>輸送事業者は、運転手が低温車両における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるように、冷凍・冷蔵機等の設備の概要、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどを取りまとめたマニュアルを作成して運転手へ共有しなければならない。</p> |

| | |
|---|---|
| 作業マニュアル審査 | |
| <p>運転手が低温車両における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるように、冷凍・冷蔵機等の設備、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどをとりまとめたマニュアルやテキストを作成し、運転手に共有されるための具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| 作業マニュアルに記載される対策の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両メーカーが作成したマニュアルを活用して、同メーカーが研修を実施する。 ○ 冷凍・冷蔵機等の設備詳細、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みなどが取りまとめられたマニュアルやテキストを運転手へ共有するために、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)勉強会の実施 2)事務所や休憩室などにマニュアルやテキストを置く ○ 冷凍・冷蔵機等の設備詳細、操作方法、安全性・衛生の確保の取組み方法に新規事項や変更 |

| | |
|-------------|---|
| | 点がある際には、該当するマニュアルやテキストを改訂する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <input type="radio"/> 輸送マニュアル <input type="radio"/> 研修テキスト |

| 実地審査 | |
|---|---|
| <p>運転手が低温車両における最新の業務内容を把握し、貨物を適切に取り扱えるように、冷凍・冷蔵機等の設備、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みについて、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| 実地審査におけるチェックポイントの例 | <input type="radio"/> 冷凍・冷蔵機の設備、操作方法、安全性・衛生の確保の取組みが取りまとめたマニュアルやテキストがいつでも誰でも見られる状態にあることを確認する。 <input type="radio"/> 車両メーカーが講師を派遣し、研修を実施している場合には、研修受講記録を確認する。 <input type="radio"/> マニュアルやテキストの改訂が適切に行われていることを確認する。 |
| 確認が必要となる文書例 | <input type="radio"/> 研修受講記録 <input type="radio"/> 改訂履歴 |

3.7 設備・施設の維持管理

3.7.1

| JSA-S1004 規格要求事項 4.7.1 |
|--|
| <p>輸送事業者は、設備・施設を安全・効率的に運用できるように、対策を講じなければならない。</p> |

| 作業マニュアル審査 | |
|---|---|
| <p>車両の設備や装置等の安全維持の規定、異常発生時の措置方法について具体的な対策がマニュアルに規定されていることを確認する。</p> | |
| <p>作業マニュアルに記載される対策の例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両の空調のデフロストを以下の通り、定期的 に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)走行中に自動でのデフロスト 2)運転席のパネルからの手動操作であれば、貨物の納品終了後、車庫に戻るまでに、日に1回程度実施する ○ 車検制度に基づき、車両点検を実施する。 ○ 運転前に車両に異常がないことを確認するために、以下を点検する。 <ul style="list-style-type: none"> 1)タイヤの空気圧 2)冷却水の量 3)エンジンオイルの量 4)ライトやハザードランプの点灯/点滅 ○ 冷凍機メーカーによる冷凍機のメンテナンスを定期的 に実施する。 ○ 冷凍機及び車両に異常が発生した際の報告体制、最新の連絡網、報告方法を確認するとともに、その異常が発生した際の対応を記録する。 |
| <p>確認が必要となる文書例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送マニュアル |

| 実地審査 | |
|---|--|
| <p>車両の設備や装置等の安全維持及び異常発生時の措置方法について、マニュアルに規定されている対策が講じられていることを確認する。</p> | |
| <p>実地審査におけるチェックポイントの例</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送現場において責任者を陪席させ、マニュアルに記載されている対策が適切かつ確実に講じられていることを確認する。 ○ 車両の設備や装置の日常点検及び定期点検の点検実施記録等を確認する。 |

| | |
|-------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両管理台帳に基づき、年次点検対象車両が明確となっており、以下の運転前の車両点検を実施していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) タイヤ（空気圧、釘などが刺さっていないか、溝のすり減りの有無） 2) 冷却水の量 3) エンジンオイルの量 4) ライトやハザードランプの点灯/点滅 5) バッテリーの液量 6) エンジンの掛かり具合と異音の有無 7) ブレーキの利き 8) ワイパーの作動状態 ○ 車両の設備や装置等に異常を発見した際の措置方法について、責任者へ以下内容をインタビューする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 運行前の車両点検で異常が発生した場合にメンテナンス業者へ連絡し、タイヤ、ライト、バッテリー、エンジンオイルなどのパーツ交換を行う 2) 運行中に車両が故障した場合には、配送担当者に連絡の上、メンテナンス業者がパーツの交換又は配送車両の交換を行う 3) 冷凍機の故障が発生した場合には、メンテナンス業者へ連絡し、配送車両の交換を行う |
| 確認が必要となる文書例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検実施記録 ○ 車両管理台帳 ○ イレギュラーレポート |

以上